

令和2年度

新しい生活様式に対応した  
観光地域づくり・誘客促進事業費補助金

公募要領  
(第4次募集)

令和2年10月

静岡県  
スポーツ・文化観光部 観光振興課

## 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により旅行者の価値観をはじめ、観光産業を取り巻く環境は大きく変化しており、新しい生活様式に対応した安全安心で快適な観光地域づくりが求められている。With コロナ時代においては、安全安心の取組の実践による安心感の醸成に加え、自然、歴史文化、スポーツ、食、産業などの多様で魅力ある観光資源が地域の中に広範に広がるといった本県の特徴を最大限に活かした、安全・安心で快適な周遊、滞在型の観光地域づくりを地域全体で取り組んでいくことが重要である。

そこで、静岡県内において、地域や団体等が実施する、With コロナ時代に対応した観光地域づくりを促進するため、地域の実情に応じた広域的な取組を支援することで、本県への誘客の促進を図る。

## 2 補助対象者

地域や団体等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 地域連携DMO
- (2) 2以上の市町と地域観光関係団体が組織する団体  
地域観光関係団体とは、市町観光協会、市町温泉・ホテル旅館組合、地域DMO等をいう。
- (3) 2以上の市町の区域において事業を行う全県的な観光関係団体(例:県旅館組合、県観光協会等)  
全県的な観光関係団体とは、以下の2点を満たす団体をいう。
  - ① 宿泊施設や観光施設などの観光関係事業者等から構成される団体であること。
  - ② ①に該当する団体を構成する観光関係事業者等が、県内全市町のうち半数以上の市町に所在すること。

## 3 補助対象事業

地域や団体等が独自に実施する、With コロナ時代に対応した観光地域づくりの推進を目的とした広域的な事業のうち、下記要件を全て満たすもの。

なお、第1次募集期間においては、主に県内からの誘客を目的とした、即効性のある取組を優先して採択する。

### <要件>

- ・主に県内・県外からの誘客を目的とし、2以上の市町にまたがって広域的な誘客効果が得られる取組とすること。
- ・新しい生活様式に対応する取組であること。ただし、物品や設備などハード面の整備を主たる目的とするものは補助事業として認められない。
- ・早期の事業効果が期待できること。
- ・県実施事業(バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!)との連携、調整を図ること。

- (1) 国、県等により、別途同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている場合は補助対象外とする。
- (2) 申請日時時点で既に着手している事業は対象外とする。ただし、事業の構想、計画づくり等の準備行為は行っても良いものとする。
- (3) 採択された補助事業については、取組内容をホームページや事例集等により公表することがある旨留意すること。

(参考) 想定する事業イメージ

|                             | 取組事例   |
|-----------------------------|--|
| ①開放感、分散、滞在をテーマとした誘客事業、商品企画等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・旅行者の価値観の変化に対応した地域の取組</li><li>・三密対策など新しい生活様式を踏まえた観光地域づくりの取組</li><li>・ソーシャルディスタンスに配慮した催しの開催</li><li>・サイクリングやアウトドアを活用した旅行プランの造成</li><li>・各地に点在する観光施設等を巡る周遊企画</li></ul> |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ②県内外からのワーケーション誘致事業    | ・ワーケーションプログラムの造成、モニターツアーの実施   |
| ③非接触を促進するデジタル導入のモデル事業 | ・シェアカーやシェアサイクル予約貸出システム<br>・モデル事業としてエリア内で実施し、分析結果を将来の広域的な誘客に繋げることができるもの。 |

#### 4 補助事業期間

交付決定通知日から令和3年1月31日まで

#### 5 補助対象経費

上記第3の事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

報償費、買上金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料、印刷費、広告宣伝費、企画にかかる運営費・人件費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費。

#### 6 補助率及び補助限度額

5の補助対象経費の2/3以内で、10,000千円を上限とする。

#### 7 経費全般に係る留意事項

- (1) 当該事業の実施のためだけに使用するものを補助対象とすること。パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品や消耗品は補助対象としないこと。
- (2) 対象となる経費は、発注（契約）から支払いまでが補助対象期間内にあるものに限ること。
- (3) 支払いをしたことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること。
- (4) 支払いは、現金、振込み及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺等は認めないこと。口座振替のうち、クレジットカードでの支払いについては、カード名義が補助事業者と同一である場合でのみ対象とし、支払日が補助事業期間内にある1回払いのみ認めること。
- (5) 消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては、消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に100/110等適当な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。
- (6) 振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。
- (7) 補助事業以外の書類と区分し、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、領収書といった順に取引の流れに沿って保管すること。

#### 8 申込みの手続き

##### (1) 提出書類

\*様式は静岡県ホームページからダウンロードしてください。

→URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-220/hojyokin/chiiki.html>

ア 申込書類一式（※）…7部（正本1部、写6部）

※ 申込書、事業計画書、収支予算書、資金状況調べ

イ 定款（協議会の場合は規約等）…7部

##### (補足説明)

・ア、イを1部ずつセットにし、クリップ留めすること。

##### (2) 募集期間

第4次募集：令和2年10月1日（木）～令和2年11月10日（火）16時（必着）

※申込書受理後、随時審査を行う。

※ただし、申込みの意向がある場合は、事前に観光振興課あて電話で連絡すること。

### (3) 提出方法

郵送又は持参にて下記へ提出。

なお、郵送の場合は、送った記録が残る方法（書留等）で行うこと。

[提出先]

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課

電話：054-221-3696 Eメール：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

## 9 審査方法・基準

- (1) 県が設置する審査委員会による審査会において、別表で定める審査基準に基づく書面審査を行う。審査は、申込書受理後、随時行う。
- (2) 採択審査の結果を受け、県が補助事業者を決定する。採択通知は、書面により行う。

## 10 採択後の手続き

- (1) 採択事業者はすみやかに補助金の交付申請をすること。
- (2) 県は、補助金の交付申請に対し、書面にて交付決定を通知する。交付決定日から事業開始とする。

## 11 スケジュール(目安)

| 内容        | 第4次募集                         |
|-----------|-------------------------------|
| 募集期間      | 令和2年10月1日(木)～令和2年11月10日(火)16時 |
| 審査・採択     | 申込書受理後、随時審査/審査通過後、採択通知        |
| 交付申請      | 採択通知に定める日までに申請                |
| 交付決定      | 交付申請書受理後、1週間前後を目途に交付決定通知予定    |
| 事業期間      | 交付決定通知日から令和3年1月31日まで          |
| 完了期限      | 令和3年1月31日                     |
| 実績報告      | 令和3年2月15日                     |
| 完了検査、交付確定 | 令和3年2月～3月                     |
| 補助金交付     | 令和3年3月                        |

※ 各項目の実施時期は変更することがある。

## 12 事業実施

補助金は、交付決定通知を受け取った後から、令和3年1月31日までに実施したものが対象となる。交付決定前に発注、契約したもの、令和3年1月31日以降に支払いをしたもの等は対象外とする。

なお、事業実施にあたっては、実施時期や実施範囲等を含め、新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、県や関係者と協議のうえ実施すること。また、実施期間中も、県からの求めに応じ、適宜進捗状況を報告すること。

## 13 実績報告

補助事業が終了した後は、所定の「実績報告書」、「収支決算書」等のほか、支出した証拠となる書類（領収書等）を県に提出し、審査を受けなければならない。審査により適正に補助事業が行われたことが確認された場合に補助金が支払われる。

#### 14 補助金の支払い

審査によって適正に補助事業が行われたことが確認された時は、「交付確定通知書」が送付される。この通知書を受け取ってから 10 日以内に県に請求書を提出すること。

#### 15 留意事項

申込みに当たっては、「新たな生活様式に対応した観光地域づくり・誘客促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の内容を確認すること。また、申込みされた場合は、下記事項に同意したものとみなす。

- (1) 補助業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 新しい生活様式に対応した観光地域づくり・誘客促進事業 審査基準

### 1 審査の方法

新しい生活様式に対応した観光地域づくり・誘客促進事業費補助金公募要領2に定める申込者からの提出書類（以下「申込書」という。）に基づき、資格判定、採択審査を行った上で、採択者を決定する。

### 2 審査の項目、視点及び配点

| 番号 | 審査の項目        | 審査の視点   | 配点  |
|----|--------------|---|-----|
| 1  | 広域性          | 2以上の市町にまたがる広域的な誘客効果を得られる事業となっているか。                              | 15  |
| 2  | 新しい生活様式への対応  | 旅行者等の安全・安心に配慮した事業となっているか。<br>新しい生活様式への対応を図っているか。                | 10  |
| 3  | 早期の事業効果      | 早期の事業効果を生む事業内容となっているか。  | 10  |
| 4  | 有効性          | 事業のターゲットが明確に設定されているか。また、その特性を分析した上で、地域の観光資源等を効果的に活用した事業となっているか。 | 15  |
| 5  | 広報           | 誘客につながる有効な広報やプロモーションが計画されているか。                                  | 15  |
| 6  | 実施体制         | 事業の実現に向け、業務を適正・円滑に執行できる体制、具体的なスケジュールとなっているか。                    | 15  |
| 7  | 県事業とのバランス    | 実施内容について、県実施事業(バイ・シズオカ～今こそ！しずおか!!元気旅!!!)との連携、調整が図れているか。         | 10  |
| 8  | 目標設定<br>効果測定 | 事業の目標及び効果測定方法が明確に示されているか。                                       | 10  |
|    | 合計           |   | 100 |